

Ⅱ 小規模特定事業を実施する方への留意事項

1 事業の実施にあたって

- ① 小規模特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市町村教育委員会に確認する。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）
- ② 小規模特定事業を実施する区域（土地）内に、青地や赤道等がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどのようなかを市町村に確認する。
- ③ 小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続き等について市町村農業委員会に確認する。
- ④ 小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出について、小規模特定事業場予定地を管轄する林務事務所に確認する。
- ⑤ その他、施行規則第6条別表4に掲げる行為や開発行為など、関係許可等を十分に確認する。
- ⑥ 500㎡以上の小規模一時堆積事業（ストックヤード）は、粉じん施設に該当するため、栃木県生活環境の保全等に関する条例又は大気汚染防止法の届出が必要である。
- ⑦ 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取る。

2 事業について

① 事業区域、対象事業

- i 小規模特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、小規模一時堆積場の保安地帯、事務所は含まない。
また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施の場合は、その事業区域以外からの土砂等の埋立てする区域が対象となる。（たとえ隣接地でも許可対象となる。）
- ii 矢板市条例では、事業区域面積が500㎡以上3,000㎡未満の事業が許可の対象となる。
なお、変更により事業区域面積が3,000㎡以上になった場合は、その時点で県条例の許可が必要となる。

② 使用材料等

- i 小規模特定事業区域の表土が岩石の場合、地質検査は不要である。
- ii 路盤材として使用される砕石や砂利などは、この条例の対象外である。
- iii 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等に

よる放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。

3 その他

- ① 小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又完了となる。
- ② 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに必要である。
- ③ 農地法の5条申請（農地転用の許可申請）のうち、所有権移転に係るものは、土地所有者の承諾書は不要。（農地転用の許可申請書の写しは必要。）
- ④ 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼期間に容器、採水量等を十分確認しておくこと。